

共通事業所・企業コード等の付与について

1 目的

平成 25 年 1 月から運用を開始予定となっているビジネスレジスターについては、共通事業所・企業コードをキーとして、行政記録情報や各種統計調査の調査票情報を結合することが可能となるが、このためには、単一のキーとなる同コードを的確に付番することが必要となる。

そこで、本基準により、同コードの付番方法を定める。

2 付番の基本的考え方

共通事業所・企業コードは、次の基本的考え方により付番する。

(1) 単一性

同コードは、各種統計調査の調査票情報を結合するためのキーとなる役割を有する。このため、単一性を維持して付番するものとする。

(2) 単位

ビジネスレジスターは、経済センサス等により得られた情報を核として、各種行政記録情報等により情報を付与・更新するものであり、その内容は各種統計調査に用いられることを意図している。

このため、同コードは、統計調査の基本的な単位である事業所ごとに付番する。また、本所等の事業所には、別途、企業単位で付番する。

(3) 非情報性

事業所は、移転・休業・開業を伴うものであり、また、移転しない場合であっても市町村合併等により所在地自体が変更となる場合がある。

このため、同コードには、所在地や経済活動の状態など、事業所の内容を判断できる情報を保有させてはならない。

(4) 検証性

同コードは、各種統計調査の調査対象名簿・調査結果名簿・調査票情報等に利活用されるものであり、その保持・利活用は各府省の統計調査担当者に委ねることとなる。また、統計調査結果の入力時等においては、手作業による入力を伴う場合がある。

このため、同コードには、その入力内容を確認するための数字(チェックデジット)を保有する。

3 共通事業所・企業コードの構成

共通事業所・企業コードは、次の構成とする。

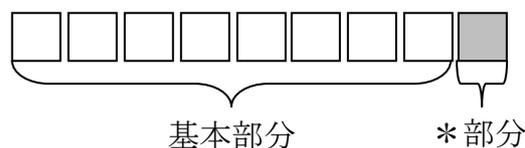
○ 同コードは、算用数字の0から9のみを用いる。

○ 同コードの1桁目は、算用数字の1から9のみを用いる。

これは、各府省が汎用的なソフトを利用する可能性が高いことを想定したものである。仮に、先頭の数字に「0」を許すとすれば、同コードが数値情報として読み込まれる場合に、数値化による欠落が生じるため、望ましいものとはいえない。

また、同様の理由から、アルファベット等の記号を用いることも、望ましいものとはいえない。

○ 同コードの9桁目は、チェックデジット（*）とする。



4 共通事業所・企業コードの作成等

(1) 新規付番

共通事業所・企業コードを新規に付番する場合には、基本部分について1ずつ昇順となるように付番する。これにより、新規に発行する際に、単一性を維持することとなる。

(2) 更新

同コードは、事業所の移転、経営組織の変更、経済活動の中止等、事業所の活動状態の変化等により更新する。

(3) 追加

同コードは、ビジネスレジスターの整備状況及び利活用の状況等を踏まえ、必要な収録単位を検討の上、追加する。

例としては、法的単位、活動単位、企業集団単位 等である。

(4) チェックデジットの作成

同コードのチェックデジット（*部分）は、経済センサス - 基礎調査に用いたモジュール11により作成する。

なお、チェックデジットについては、より有効なチェックデジットの付与方法について、ビジネスレジスターの利活用状況を踏まえ、見直しを検討する。